学校法人京都精華大学における個人情報の保護に関する規程

2007年2月26日 制定

(目的)

- 第1条 この規程は、学校法人京都精華大学(以下「本学」という。)「個人情報の保護に関する方針」に基づき、本学が保有する個人情報提供者の個人情報について、適正に取扱うための必要な事項を定めることにより、適正な個人情報保護を実現することを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、「個人情報の保護に関する法律」その他関連法令等の定めるところによる。

(適用範囲、適用除外)

- 第2条 この規程(以下「本規程」という。)は、本学の事業活動において入手または知り得た、保有するすべての個人情報を対象とする。
- 2 本規程は、本学が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には適用しない。ただし、その場合においても、できる限り本規程に準じて個人情報を取り扱うようにするなど、個人情報の適正な取扱を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(定義)

- 第3条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 個人情報
- 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号等により特定の個人を識別することができるもの
- ② 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
- ③ 個人識別符号(身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、またはカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令で定めるものをいう。)が含まれるもの
- (2) 要配慮個人情報
- 個人情報のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱に特に配慮を要するもの として政令で定める記述等が含まれるものをいう。
- (3) 個人情報提供者
- 個人情報提供者とは、次の者をいう。
- ① 本学の役員
- ② 本学の従業者
- ③ 本学の学生およびその保証人
- ④ 本学の学籍に準ずる資格を有する者
- ⑤ 本学の学生であった者
- ⑥ 本学に入学志願している者および過去に出願した者
- ⑦ その他、本学が業務上取得したもので、特定の個人が識別される者
- (4) 個人情報データベース等
- 特定の個人情報を電子媒体等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。また、手作業により個人情報を一定の基準で整理することにより、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいう。
- (5) 個人データ
- 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6) 保有個人データ
- 本学が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行う ことのできる権限を有する個人データ(6か月以内に消去するものを除く。)をいう。
- (7) 従業者
- 本学の組織内にあって、直接間接に本学の指揮監督を受けて本学の業務に従事している者をいい、雇用関係にある全ての教職員、アルバイト、派遣による受け入れ者も含まれる。

(責務)

第4条 本学は個人情報保護の重要性を認識し、個人の人権や利益が侵害されることのないよう、研修等の必要な措置を講じ、本学従業者の情報倫理意識を高揚するよう努めるものとする。

- 2 従業者は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)ならびに本規程および別途定める学校法人京都精華大学個人情報取扱基準(以下「個人情報取扱基準」という。)
- 3 従業者は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、また不正な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 従業者は、個人情報の取扱いに関して個人情報管理責任者の承認が必要な事項については、「個人情報取扱基準」に従い、その承認を得なければならない。

(個人情報保護体制)

- 第5条 本学の個人情報保護体制は別表第1に定める通りとし、以下に掲げる職責の職員を置くものとする。
- (1) 個人情報保護監査者
- (2) 個人情報保護責任者
- (3) 個人情報管理責任者
- (4) 個人情報管理者
- (5) 個人情報取扱担当者
- 2 個人情報保護監査者は、専務理事とする。
- 3 個人情報保護責任者は、総務担当常務理事とする。
- 4 個人情報管理責任者は、学部長、研究科長およびグループ長とする。
- 5 個人情報管理者は、個人情報管理責任者が所管する各グループのグループ次長またはリーダーの 中から任命する。
- 6 個人情報取扱担当者は、個人情報管理者が所管する各部署(部門)の職員に任命する。ただし、個人情報管理者を置いていない部署等については個人情報管理責任者が任命する。
- 7 個人情報保護管理者等の職責および職務については、取扱基準に定めるところによる。

(個人情報の収集・取得)

- 第6条 個人情報の収集および取得は、本学が業務を遂行する上で、利用目的をできる限り明確に定め、その目的の達成のために、必要最低限の範囲内で行わなければならない。
- 2 個人情報の収集および取得は、適正かつ公正な方法により行わなければならない。
- 3 新たな目的で個人情報を収集または取得する場合には、事前に個人情報管理責任者の承認を受け なければならない。
- 4 前項の新たな目的とは、当該部署の個人情報管理台帳に記載のない利用目的をいう。 (要配慮個人情報の取得)
- 第7条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとし、取得すると きは次の場合を除き、事前に本人の同意を得なければならない。
- (1) 第12条第2項各号に該当する場合
- (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合
- (3) 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (4) 第15条第3項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき
- (個人情報を取得する場合の措置)
- 第8条 契約書その他書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、法令に定める場合 を除き、個人情報取扱担当者はその利用目的を書面またはこれに準じる方法によって事前に本人に 明示しなければならない。

(間接的に個人情報を取得する場合の措置)

- 第9条 本人以外から間接的に個人情報を取得した場合には、事前にその利用目的を公表している場合を除き、個人情報取扱担当者は速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利、利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本学の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (5) 個人情報の第三者提供につき本人の同意を得ている者から取得する場合
- (6) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (7) 出版、報道等により公表されているものから取得する場合
- (8) 本人の生命、身体または財産を保護するためやむを得ない場合

(個人情報の入力、出力、保管、管理)

第10条 個人情報の電子計算機等への入力、出力、個人情報データベース等の保管・管理は個人情報取扱担当者が行わなければならない。

(個人情報利用の原則)

- 第11条 第6条により明確にされた利用目的は、事前に公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知または公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合 は、事前に本人に対しその利用目的を明示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより、本人もしくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、または本学の権利もしくは正当な利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある場合
- (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 4 個人情報の利用は、原則として利用目的の範囲内で、業務遂行上必要な限りにおいて、個人情報 取扱担当者の命を受けて、業務に応じて権限を与えられた担当者のみが行わなければならない。

(個人情報の利用目的の変更、目的外利用)

- 第12条 取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると 合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しな ければならない。
- 2 取得した個人情報の利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、個人情報取扱担当者は書面またはこれに準じる方法により、事前に本人の同意を得なければならない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき
- 3 第1項に基づき利用目的を変更する場合、および前項に基づき利用目的の範囲を超えて個人情報 を利用するために本人の同意を求める場合における通知内容については、「個人情報取扱基準」に 定める。なお、いずれの場合も事前に個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

4

(個人データの委託)

- 第13条 情報管理等のために、個人データの取扱いを本学以外の第三者に委託する場合には、事前 に個人情報管理責任者の承認を得て行わなければならない。
- 2 個人データの取扱いを第三者に委託した場合には、個人情報管理者(個人情報管理者を置かない 部署等においては個人情報管理責任者)は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければな らない。
- 3 前第1項に基づき、個人データの取扱いを本学以外の第三者に委託する場合には、「個人情報取 扱基準」に定める手続きに従う。

(個人データの第三者提供)

- 第14条 第12条第2項各号に定める場合を除き、個人データは、事前に本人の同意を得ることな く、本学以外の第三者に提供してはならない。
- 2 第1項に基づき、事前に本人の同意を得て個人データを第三者に提供する場合の通知内容については、「個人情報取扱基準」による。

(個人データを第三者に提供する場合の措置)

- 第15条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、本人に事前に通知し、または本人が 容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会(内閣府外局)へ所定の方法で届け出た 場合については、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段または方法

- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること
- (5) 前号の本人の求めを受け付ける方法
- 2 前項の規定は、要配慮個人情報について適用しない。
- 3 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。
- (1) 第13条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合
- (2) 第16条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
- 4 個人データを本学以外の第三者に提供するために、本人の同意を求める場合は、変更する内容について本人に通知しもしくは本人が容易に知り得る状態に置く場合には、事前に個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第15条の2 個人データを第三者(国の機関、地方公共団体等を除く。)へ提供したとき(第12条 第2項各号および第15条第3項各号に該当する場合を除く。)は、個人情報取扱担当者は、「個 人情報取扱基準」に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(個人データの外国の第三者への提供)

- 第 15 条の 3 本学は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供する ことができる。
- (1) 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ていること。
- (2) 本学と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱に係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
- (4) 第12条第2項各号に該当すること。

(第三者からの提供)

- 第15条の4 第三者(国の機関、地方公共団体等を除く。)から個人データの提供を受ける際は、個人情報取扱担当者は、次に定める事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第12条第2項各号および第15条第3項各号に該当する場合は、この限りではない。
- (1) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項により個人データの提供を受けた場合、個人情報取扱担当者は、「個人情報取扱基準」に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(個人データの共同利用)

- 第16条 個人データを本学以外の第三者との間で共同利用する場合には、個人情報取扱担当者は次の各号に掲げる事項を事前に本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- (1) 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
- (2) 共同して利用するものの範囲
- (3) 共同して利用される個人情報の項目
- (4) 利用する者の利用目的
- (5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称
- 2 前項各号に掲げる事項を変更する場合には、変更する内容について、事前に本人に通知し、また は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 3 前2項に基づき、個人データを本学以外の第三者との間で共同利用するために本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置く場合には、事前に個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

(個人情報管理の原則)

- 第17条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。
- 2 個人情報管理責任者は保有する個人データの適正な管理のために、個人データの種類、目的、およびその個人データに関する個人情報取扱担当者等を記載した個人情報管理台帳を作成し、備え置くとともに、個人情報保護責任者に提出しなければならない。

(保有個人データの本人への周知)

- 第17条の2 本学は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。
- (1) 本学の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(第11条第3項第1号、第2号に該当する場合を除く。)

- (3) 保有個人データの利用目的の通知請求 (次条)、開示請求 (第 18 条)、訂正等の請求 (第 19 条)、または利用停止等の請求 (第 20 条)に応じる手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先

(利用目的の通知請求)

- 第17条の3 本人は、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- 2 前項の請求の手続については、「個人情報取扱基準」に定める。

(保有個人データの開示請求)

- 第18条 本人は、本学に対し、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。請求 は、代理人によってもすることができる。
- 2 前項の請求の手続については、「個人情報取扱基準」に定める。なお、手数料を徴収する場合は 「京都精華大学学費・手数料等納入規程」に定めるものとする。
- 3 開示は、当該保有個人データの記載されている文書の写しを交付する方法により行う。当該保有個人データが、コンピュータ処理用の個人情報データファイルを構成するものである場合は、コンピュータによって出力した帳票の交付をもって行う。ただし、本人の同意があれば、その他の適宜な方法をもって開示することができる。

(保有個人データの訂正等)

- 第19条 本人は、本学に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- 2 前項の請求の手続については、「個人情報取扱基準」に定める。

(保有個人データの利用停止等)

- 第20条 本人は、本学に対し、自己に関する個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去または第三者提供の停止(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- (1) 第12条の規定に違反して目的外利用されているとき。
- (2) 不正の手段により取得されたものであるとき。
- (3) 第7条の規定に違反して要配慮個人情報が取得されているとき。
- (4) 第14条または第15条の3の規定に違反して第三者に提供されているとき。
- 2 前項の請求の手続については、取扱基準に定める。
- 3 総務グループ長は、第1項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。 (個人情報の廃棄)
- 第21条 保有している個人情報の利用目的を達成した場合、または保有期間を過ぎた個人情報は、 法令その他の規程および「学校法人京都精華大学文書保存規程」に定めのある場合を除き、外部流 出等の危険を防止するために、安全かつ適切な方法により速やかに廃棄しなければならない。
- 2 前項に基づき個人情報を消去および廃棄する場合には、事前に個人情報管理責任者の承認を得て 行わなければならない。

(個人情報の安全管理措置)

- 第22条 個人情報保護責任者は、個人データに関するリスク(個人情報の紛失、破壊等)に対して、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。
- 2 個人データは、施錠可能な場所に保管し、鍵は、個人情報管理者、または個人情報取扱担当者が保管しなければならない。
- 3 個人データの保存されている電子計算機等には、ID およびパスワード等適切なアクセス権限を施 さなければならない。
- 4 個人データを電子計算機等で処理する場合は、入力、参照、更新、削除等の権限を明らかにするとともに、漏洩、障害、事故等に対する適切な安全対策を講じなければならない。

(情報漏えいへの対応)

- 第22条の2 個人情報取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合またはそのおそれがある場合は、直ちに個人情報管理者を通じ個人情報管理責任者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた個人情報管理責任者は、個人情報保護責任者に報告するとともに、速やかに 次の措置を講じなければならない。
- (1) 事実関係の調査および原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討および実施

- (5) 文部科学省および個人情報保護委員会(内閣府外局)等への事実関係および再発防止策等の報告
- (6) 事実関係および再発防止策の公表

(個人情報保護委員会)

- 第23条 本学が保有する個人情報の適切な取扱いをはかるために、個人情報保護委員会をおく。
- 2 個人情報保護委員会に関する事項は「学校法人京都精華大学個人情報保護委員会規程」に定める。

(特定個人情報等)

第23条の2 特定個人情報等の取扱に関する事項は「学校法人京都精華大学個人番号および特定個人情報取扱規程」に定める。

(事務担当)

第24条 この規程の運用に関する事務は、総務グループが担当する。

(規程の解釈)

第25条 この規程の運用にあたって、解釈、取扱い、適用などに疑義の生じた場合、個人情報保護 責任者は適切な改善策を講じなければならない。

(細則)

第26条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、常務理事会において行う。

附則

- 1 この規程は、2007年2月26日に制定し、同日より施行する。
- 2 2009年3月23日に改定し、2009年4月1日から施行する。
- 2 2010年1月18日に改定し、2010年4月1日から施行する。
- 3 2010年3月1日に改定し、2010年4月1日から施行する。
- 4 2011年3月28日に改定し、2011年4月1日から施行する。
- 5 2017年3月27日に改定し、2017年4月1日から施行する。
- 6 2017年6月5日に改定し、同日から施行する。

別表第1(第5条関係)

個人情報保護体制

別表第2(第18条、第19条、第20条関係) 省略